

介護サービス事業者等に対する運営指導における指導事例

【報酬算定基準】

項目	関連サービス	現状及び問題点	指導事例	根拠等
基本報酬	訪問介護	<ul style="list-style-type: none"> 一部の利用者について、訪問介護計画を作成せずに報酬を請求している。 一部の利用者について、サービス提供責任者でない者が訪問介護計画を作成している。 	<p>サービス提供責任者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定訪問介護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した訪問介護計画を作成すること。</p> <p>なお、訪問介護計画を作成せずに提供したサービスは、適正なサービスと認められないため、過去5年間の全件について自主点検の上、過誤調整を行うこと。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ※ 青森市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第26条 ※ 逐条解釈
基本報酬	地域密着型通所介護	一部の利用者について、地域密着型通所介護計画が作成されていない期間がある。	<p>サービスの提供に当たっては、地域密着型通所介護計画に基づき適切に行うこと。</p> <p>なお、当該計画を作成せずに提供したサービスは、適正なサービスと認められないため、過去5年間の全件について自主点検の上、過誤調整を行うこと。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ※ 青森市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第61条の10 ※ 逐条解釈
基本報酬	特定（介護予防）福祉用具販売	一部の利用者について、福祉用具販売計画を作成せずに介護報酬を請求している。	<p>福祉用具専門相談員は、利用者の心身の状況、希望及び置かれている環境を踏まえ、指定特定（介護予防）福祉用具販売の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した計画を作成すること。</p> <p>なお、特定（介護予防）福祉用具販売計画を作成せずに提供したサービスは、適正なサービスと認められないため、過去5年間分の全件について自主点検の上、当該計画を作成せずに提供したサービスに係る介護報酬を返還すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ※ 青森市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第275条準用 ※ 青森市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例第267条 ※ 逐条解釈
看取り介護加算	（介護予防）認知症対応型共同生活介護	看取り介護加算について、看取りに関する職員研修を実施しておらず、加算の算定要件を満たしていない。	<p>看取り介護加算については、看取りに関する職員研修を行っていること。</p> <p>なお、算定要件を満たしていない期間については、加算の算定は認められないため、過去5年間の全件について自主点検を行い過誤調整を行うとともに、加算が算定されなくなる旨を市（介護保険課）へ届け出ること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ※ 指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（H18.3.14厚生労働省告示第126号） ※ 指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について第2の6（9）

訪問系サービス・・・訪問介護、（介護予防）訪問入浴、（介護予防）訪問看護、（介護予防）訪問リハビリテーション、定期巡回・随時対応型訪問介護看護
 短期入所サービス・・・（介護予防）短期入所、（介護予防）短期入所療養介護
 施設サービス・・・介護老人福祉施設（地域密着型含む）、介護老人保健施設、介護医療院
 居住系サービス・・・（介護予防）特定施設入居者生活介護、（介護予防）認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護
 通所系サービス・・・通所介護、（介護予防）通所リハビリテーション、地域密着型通所介護、（介護予防）認知症対応型通所介護
 多機能系サービス・・・（介護予防）小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護

介護サービス事業者等に対する運営指導における指導事例

【報酬算定基準】

項目	関連サービス	現状及び問題点	指導事例	根拠等
特定事業所加算	訪問介護	<p>特定事業所加算（Ⅱ）を算定しているが、以下の要件を満たしていない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・訪問介護員等ごとの研修計画を作成していない。 ・一部の訪問介護員等に対し健康診断を定期的実施していない。 ・サービス提供にあたっての留意事項の伝達又は訪問介護員等の技術指導を目的とした会議を開催していない。 ・サービス提供責任者が利用者を担当する訪問介護員に対し留意事項を伝達してからサービス提供を開始していない。 ・人材要件を満たしていない。 	<p>特定事業所加算（Ⅱ）を算定する場合は、告示及び通知に定める要件を確実に満たすこと。</p> <p>なお、算定要件を満たしていない期間については、加算の算定は認められないため、過去5年間の全件について自主点検の上、該当する期間の当該加算について過誤調整を行うこと。</p>	<p>※ 厚生労働大臣が定める基準（H27.3.23厚生労働省告示第95号）</p> <p>※ 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（以下「留意事項通知」という。）第2の2（14）</p>
特定事業所加算	居宅介護支援	<p>特定事業所加算（Ⅱ）について、要件を満たさなくなった時点で請求していないが、取り下げの届出をしていない。</p>	<p>事業所の体制について加算等が算定されなくなる状況が生じた場合又は加算等が算定されなくなることが明らかな場合は、速やかにその旨を市（介護保険課）に届出すること。</p>	<p>※ 留意事項通知第1の5</p>
個別機能訓練加算	通所介護	<p>個別機能訓練加算を算定しているが、以下の要件を満たしていない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一部の利用者について、居宅サービス計画に機能訓練について位置づけがないが、個別機能訓練を実施し加算を算定している。 ・3月ごとに1回以上、利用者の居宅を訪問し、利用者の居宅での生活状況の確認を行い、利用者又はその家族に対して個別機能訓練の実施状況や個別機能の効果等について説明を行っていない。 	<p>個別機能訓練加算を算定する場合は、個別機能訓練計画を作成後、3月ごとに1回以上、利用者の居宅を訪問した上で、当該利用者の居宅における生活状況をその都度確認するとともに、当該利用者又はその家族に対して、個別機能訓練計画の進捗状況等を説明し、必要に応じて個別機能訓練計画の見直し等を行うこと。</p> <p>なお、算定要件を満たしていない期間については、加算の算定は認められないため、過去5年間の全利用者について自主点検を行い過誤調整を行うこと。</p>	<p>※ 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（H12.2.10厚生省告示第19号）</p> <p>※ 留意事項通知第2の7（13）</p>

訪問系サービス・・・訪問介護、（介護予防）訪問入浴、（介護予防）訪問看護、（介護予防）訪問リハビリテーション、定期巡回・随時対応型訪問介護看護
 短期入所サービス・・・（介護予防）短期入所、（介護予防）短期入所療養介護
 施設サービス・・・介護老人福祉施設（地域密着型含む）、介護老人保健施設、介護医療院
 居住系サービス・・・（介護予防）特定施設入居者生活介護、（介護予防）認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護
 通所系サービス・・・通所介護、（介護予防）通所リハビリテーション、地域密着型通所介護、（介護予防）認知症対応型通所介護
 多機能系サービス・・・（介護予防）小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護

介護サービス事業者等に対する運営指導における指導事例

【報酬算定基準】

項目	関連サービス	現状及び問題点	指導事例	根拠等
送迎未実施減算	地域密着型通所介護	送迎を行わない場合の減算について、回数に誤りがあった。	利用者に対して、その居宅と指定地域密着型通所介護事業所との間の送迎を行わない場合は、片道につき減算の対象となることから、これに該当する過去5年間のサービス提供分について、自主点検の上、過誤調整を行うこと。	※ 指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（H18.3.14厚生労働省告示第126号） ※ 指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について 第2の3の2（23）
夜間支援体制加算	（介護予防）認知症対応型共同生活介護	夜間支援体制加算（Ⅱ）について、夜間及び深夜の時間帯の介護従業者等の配置が加算算定要件を満たしていない月がある。	夜間支援体制加算（Ⅱ）については、夜間及び深夜の時間帯を通じて1の介護従業者を配置している場合において、それに加えて常勤換算方法で1以上の介護従業者又は1以上の宿直勤務に当たる者を配置した場合に算定すること。 なお、算定要件を満たしていない月については、加算の算定は認められないため、過去5年間の全件について自主点検を行い過誤調整を行うこと。	※ 指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（H18.3.14厚生労働省告示第126号） ※ 指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について 第2の6（5）
医療連携体制加算	（介護予防）認知症対応型共同生活介護	医療連携体制加算（Ⅰ）について、重度化した場合における対応に係る指針を定めていない、入居の際に利用者又はその家族等に対して当該指針の内容を説明し同意を得ていないため、加算の算定要件を満たしていない。	医療連携体制加算（Ⅰ）については、重度化した場合における対応に係る指針を定め、入居の際に利用者又はその家族等に対して、当該指針の内容を説明し同意を得ること。 なお、算定要件を満たしていない期間については、加算の算定は認められないため、過去5年間の全件について自主点検を行い過誤調整を行うこと。	※ 指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（H18.3.14厚生労働省告示第126号） ※ 指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について 第2の6（12）

訪問系サービス・・・訪問介護、（介護予防）訪問入浴、（介護予防）訪問看護、（介護予防）訪問リハビリテーション、定期巡回・随時対応型訪問介護看護
 短期入所サービス・・・（介護予防）短期入所、（介護予防）短期入所療養介護
 施設サービス・・・介護老人福祉施設（地域密着型含む）、介護老人保健施設、介護医療院
 居住系サービス・・・（介護予防）特定施設入居者生活介護、（介護予防）認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護
 通所系サービス・・・通所介護、（介護予防）通所リハビリテーション、地域密着型通所介護、（介護予防）認知症対応型通所介護
 多機能系サービス・・・（介護予防）小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護

介護サービス事業者等に対する運営指導における指導事例

【報酬算定基準】

項目	関連サービス	現状及び問題点	指導事例	根拠等
サービス提供体制強化加算	(介護予防)訪問入浴介護	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)を算定しているが、以下の要件を満たしていない。 <ul style="list-style-type: none"> 一部の訪問入浴介護従業者について、訪問入浴介護従業者ごとの研修を実施していない。 一部の訪問入浴介護従業者について、サービス提供にあたっての留意事項の伝達又は訪問入浴介護従業者の技術指導を目的とした会議に参加していない。 	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)を算定する場合は、告示及び通知に定める要件を確実に満たすこと。 なお、算定要件を満たしていない期間については、加算の算定は認められないため、過去5年間の全件について自主点検を行い過誤調整を行うこと。	※ 厚生労働大臣が定める基準(H27.3.23厚生労働省告示第95号) ※ 留意事項通知第2の3(12)
サービス提供体制強化加算	(介護予防)認知症対応型共同生活介護	サービス提供体制強化加算(Ⅱ)について、事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が算定要件を満たしていない。	サービス提供体制強化加算(Ⅱ)については、常勤換算方法により算出した前年度(3月を除く。)の平均を用い、指定認知症対応型共同生活介護事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の60以上であること。 なお、算定要件を満たしていない期間については、加算の算定は認められないため、過去5年間の全件について自主点検を行い過誤調整を行うこと。	※ 指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準(H18.3.14厚生労働省告示第126号) ※ 指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について 第2の6(26)

訪問系サービス・・・訪問介護、(介護予防)訪問入浴、(介護予防)訪問看護、(介護予防)訪問リハビリテーション、定期巡回・随時対応型訪問介護看護
 短期入所サービス・・・(介護予防)短期入所、(介護予防)短期入所療養介護
 施設サービス・・・介護老人福祉施設(地域密着型含む)、介護老人保健施設、介護医療院
 居住系サービス・・・(介護予防)特定施設入居者生活介護、(介護予防)認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護
 通所系サービス・・・通所介護、(介護予防)通所リハビリテーション、地域密着型通所介護、(介護予防)認知症対応型通所介護
 多機能系サービス・・・(介護予防)小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護